

【別紙様式】

<p>堺市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	堺市指定管理者管理運営継続支援金		
総事業費 (千円)	183,980千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	183,980千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、休館、開館時間の短縮等の利用制限を行った影響により、管理運営に支障が生じている指定管理者の管理運営の継続を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金総額 183,980千円 (算定根拠) 令和元年度の利用料金等の収入の総額(※)×15% (千円未満の端数切り捨て。上限30,000千円) ※ 令和2年度から指定管理者制度を導入している施設の指定管理者は、令和3年度の利用料金等の収入の予算総額の半額</p> <p>③交付対象 (1) 交付対象者 令和2年度の収支差額が零を下回っており、かつ、令和2年度の収入が前年度の収入より減少しているなどの要件を満たす施設の指定管理者 (2) 交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルス感染症の影響により指定管理者の収支が悪化しているが、指定管理者は、市に代わって本市の事務である公の施設の管理を行うものであるため、市として安定的な施設の管理運営の継続の確保が必要であることから、交付要件を満たす指定管理者に対し支援金を支給する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、指定管理者制度を導入している施設において、安定的かつ継続的な市民サービスの提供に繋がる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、休館、開館時間の短縮等の利用制限を行った影響により、施設によっては、指定管理者の利用料金等の収入が大幅に減少しており、管理運営の継続が困難になることも想定される状況である。 これを踏まえ、特に影響が大きい施設の指定管理者に対して支援金を交付し、その管理運営の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		